

## 清須市商工会商工業能力開発研修助成金制度取扱要領

1. 目的 商工業者の育成と振興を図るため、経営者及び従業員の専門的知識と資質の向上を図ることを目的とした補助制度とする。
2. 対象企業 ①会員である企業とする。  
②中小企業の経営者及び後継者、従業員。

業種	製造業等	卸売業	サービス業	小売業
資本金	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	100人以下	50人以下

資本金又は従業員数のいずれかが上記の範囲内であること。

3. 研修先 中小企業大学校瀬戸校 (瀬戸市)  
ポリテクセンター中部 (小牧市)
4. 助成金 1企業1講座とし、受講料の2分の1又は、10,000円のいずれか低い方とする。(予算枠にて実施)
5. 報告 研修終了後に修了証(写)、領収書(写)、通帳(写)を提出する。
6. 申込方法 商工会事務局において申込書に記入する。
7. その他 上記以外の事項については理事会にて決定する。
8. 実施日 この要領は令和5年4月1日より実施する。